

鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 『動物実験委員会規程』

(名称)

第1条 鎌倉女子大学及び鎌倉女子大学短期大学部（以下「本学」という）に、動物実験委員会（以下「委員会」という）を置く。

(構成員)

第2条 本委員会は次の各号に定める者をもって構成する。

- (1) 学術研究所長
 - (2) 学長が選出した実験動物に関して優れた識見を有する専任教員
 - (3) 学長が選出した動物実験等に関して優れた識見を有する専任教員
- 2 学長が特に必要と認めるときは、他の教職員を本委員会に出席させることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、直ちに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 本委員会に委員長をおく。委員長には学術研究所長をもって充てる。

- 2 委員長は本委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障のあるときは、委員長が指名した構成員がその職務を代行することができる。

(委員会の役割)

第5条 本委員会は、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 学長の諮問を受け、動物実験責任者が申請した動物実験計画が動物実験等に関する法令及び本学の「動物実験等実施規程」に適合しているかどうかの審査を実施し、その結果を学長に報告する。
- (2) 動物実験計画の実施の結果について、学長より報告を受け、必要に応じて助言を行う。
- (3) 本学の「動物実験等実施規程」に該当しない動物についても、本学での飼養又は保管の状況を把握することができる。また、これらの動物の取扱責任者に対し所定の手続きによる申請等を求めることができる。
- (4) その他動物実験等及び実験動物に関する事項について審議する。

(議事録)

第6条 本委員会の議事は、議事録に記録されなければならない。

- 2 議事録の作成・保管は、学術研究所研究支援課がこれを行う。

(事務担当部署)

第7条 本委員会に関する事務は、学術研究所研究支援課が担当する。

(雑則)

第8条 本規程に定めるもののほか、本委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、本委員会において定める。

附 則

本規程は、平成28年4月1日から制定・施行する。